道路「美作岡山道路」の一部を構成しており、岡山県東部地域の活性化に重要な役割を果たすことが期待されている。

一方、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、岡山県環境影響評価等に関する条例（平成11年条例第７号）に基づき、起業者が平成18年２月に環境影響評価を実施し、その後、平成21年２月、平成22年３月、平成23年12月に道路構造等の変更に伴う見直しを行っている。

その結果、自動車の走行に起因する大気質及び振動については、環境基準を満足するものと評価されている。また、騒音については、本件事業の計画区域が住居に近接した箇所においては、増加が推測されるが、必要に応じて遮音対策を実施することで影響を低減することとしていることから、本件事業の施行に伴う環境への影響は軽微であると判断される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業により改変される起業地に生息する可能性がある希少な動植物に与える影響についても、岡山県環境影響評価等に関する条例に基づき、起業者が本件区間及び近傍地において現地調査及び既存文献等を基に調査を行った結果、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による県指定天然記念物である滝川ホタル、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリスト（鳥類、両生類、爬虫類：2006、哺乳類、魚類、植物：2007）及び岡山県版レッドデータブック（2009）に掲載されている哺乳類１種（カヤネズミ）、鳥類３種（サシバ、フクロウ、アカゲラ）、両生類１種（カスミサンショウウオ）、魚類７種（カワバタモロコ、シロヒレタビラ、メダカ、スジシマドジョウ中型種、ヤリタナゴ、アブラボテ、カネヒラ）、底生動物７種（ナニワトンボ、イナバマメタニシ、カタハガイ、モノアラガイ、トンガリササノハガイ、マシジミ、オオタニシ）、昆虫３種（オオムラサキ、ウラギンスジヒョウモン）の重要な動物の生息の可能性が確認された。

なお、植物については、環境省レッドリスト等における特記種は確認されなかった。

起業者は、生息・生育環境への改変を最小限にとどめると同時に、工事中の騒音・振動対策及び土砂・濁水流出防止対策、供用後のロードキル対策、夜間照明の照射向きや照度を抑えるなどの措置を講じるとしている。また、本件事業の実施にあたっての環境管理計画を策定して、事後調査の結果により環境が悪化する恐れのある場合には、関係機関や専門家等との協議のうえ、必要に応じて追加的措置の検討・実施等、適切に対応することとしている。以上のことから、本件事業による希少な動植物に与える影響は軽微なものと予測されている。

また、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地については、周知の埋蔵文化財包蔵地６箇所が起業地に含まれるが、起業者は岡山県教育委員会との協議により、記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な車両の交通を確保し、広域的な交通網へのアクセスを強化することを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく自動車専用道路及び中国縦貫自動車道と連結するためのジャンクションを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業を施行するルートについては、申請案の他に２案について比較検討が行われている。

申請案と代替案を比較すると、申請案は施工性に優れ、事業費も廉価になることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業施行に伴う農業用道路の付替工事の計画についても、施設の機能維持について必要最小限の付替を行うものであり、社会的、技術的及び経済的に適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、美作市市街地における交通渋滞が激しく、交通事故が頻発していることにより、支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全で円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、沿線周辺の自治体の長により構成される「美作・岡山道路整備促進期成会」が、本件事業の整備促進を要望している。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岡山県美作市役所及び岡山県勝田郡勝央町役場

国会事項

衆議院

質問書提出

八月二十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

農林振興公社に関する質問主意書（木村太郎提出）

健康保険取扱い傷病手当金意見書交付料に関する再質問主意書（内山晃提出）

取調べの可視化の法制化に向けた政府の取り組みの現状等に関する質問主意書（浅野貴博提出）

救急車の出動要請に関する質問主意書（斎藤やすのり提出）

会議

八月二十四日（金曜日）　午後零時十分　本会議

参議院

議案提出

八月二十三日議員から次の議案が提出された。

放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案（加藤修一外八名発議）（参第三二号）

化学物質による子どもの健康への悪影響の防止のための調査その他の施策の推進に関する法律案（加藤修一外七名発議）（参第三三号）

議案撤回

八月二十三日議員から次の議案が撤回された。

放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案（加藤修一外八名発議）（参第一二号）

議案撤回通知

八月二十三日議長は、三月二十七日予備審査のため衆議院に送付した次の議案は発議者が撤回した旨同院に通知した。

放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案（加藤修一外八名発議）

質問主意書提出

八月二十三日議員から次の質問主意書が提出された。

原子力規制委員会委員長及び委員候補者の人選に関する質問主意書（谷岡郁子提出）（第一三六号）